

静岡県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領の運用について

1 導入計画の申請について

- (1) 申請は属地主義とし、申請に関わる土地が複数の認定受付部署に属する場合は、認定要領別添1のとおりとする。
- (2) 実施計画の申請は品目単位とするが、同時に複数の品目を申請することができる。但し、既に認定を受けている認定者が、品目を追加して申請する場合は、新たに実施計画の申請を行うものとする。

2 認定申請書及び変更認定申請書について

- (1) 氏名又は名称欄は押印不要とする。
- (2) 認定要領第8による変更が必要な場合のうち、生産方式導入品目の変更とは、農業においては栽培型(促成栽培、抑制栽培、施設栽培、露地栽培)の変更を含む。土地の所在地の変更は、字以上の変更とする。生産方式を構成する技術の変更は、技術の追加、削除を含む。
- (3) 認定要領第8による変更には、経営の法人化も含むものとする。但し、経営形態及び内容が大幅に変更となる場合は、辞退職の提出後に新規認定を行うものとする。

3 計画書(別記様式第7号及び第8号)の記入方法について

- (1) 農業におけるたい肥等の有機質資材は、C/N比が概ね10~150の範囲内のものが望ましい。
- (2) 農業における土壌診断の分析方法及び分析機関等は特に指定しない。なお、土壌診断については、以下の点に留意することとする。
 - ・分析項目：pH、EC、可給態窒素、可給態リン酸、交換性カリ、石灰、苦土、腐植
 - ・分析点数：原則1ほ場につき1点とし、隣接するほ場の場合、代表する1点でよい
 - ・土壌分析は認定後も定期的に行い、土壌状態の把握に努めるものとする
- (3) 制度資金を利用している場合は、資金の名称を記入する。

4 認定番号について

- (1) 認定番号は、11桁とし、1桁目は活動内容、2~5桁目は認定した年度(西暦)、6~7桁目は認定受付部署の番号(2桁)、8~11桁目は認定者ごとの個人番号(4桁)とする。なお、活動内容の番号は、環境負荷低減事業活動1、特定環境負荷低減事業活動2とし、認定受付部署の番号は、賀茂農林事務所01、東部農林事務所02、富士農林事務所03、中部農林事務所04、志太榛原農林事務所05、中遠農林事務所06、西部農林事務所07、水産振興課08とする。
- (2) 認定者ごとの個人番号4桁は、年度を越えて連番とする(累計の認定者数と同じと

なる)。

- (3) 既に認定を受けている認定者が、品目を追加して認定を受ける場合、4桁の個人番号は枝番とするが、2～5桁目の認定年度は新たな申請を行った年度とする。
- (4) 既に発行済みの認定番号については変更を行わない。

5 認定書について

- (1) 認定書及び変更認定書の品目名は計画書と同じとし、面積は目標年とする。
- (2) 認定書の日付は、認定期間の開始日とする。
- (3) 変更認定書には、変更内容を簡潔に記載する。

6 認定状況の報告

- (1) 各認定受付部署は、毎年度の3月末時点の認定状況を食と農の振興課長が別に定める日までに報告する。

7 知事印の押印について

- (1) 原則、各認定受付部署が直接行うものとする。

8 認定時期について

- (1) 認定回数及び認定時期は、各認定受付部署の判断によるものとする。

9 認定の流れについて

- (1) 認定の流れについては、別表1のとおりとする。

別表1 認定の流れ

環境負荷低減事業活動

認定要領の条項	事務内容	所属			別記様式
		農業	林業	水産	
第3、第4	実施計画の受付	農林事務所地域振興課（富士農林事務所においては生産振興課）		水産・海洋技術研究所（本所及び各分場）	第1号及び第3号
第5の1	審査依頼	なし（農業は自所属で審査）	林業は農林事務所森林整備課に依頼	水産振興課に送付	なし
	審査	農林事務所地域振興課（富士農林事務所においては生産振興課）が関係課と連携して審査を行う	林業は農林事務所森林整備課（ただし、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書が提出された場合、貸付資格の審査は林業振興課が行う）	水産振興課	なし
第5の2、第5の4	結果通知	農林事務所地域振興課（富士農林事務所においては生産振興課）	結果を農林事務所森林整備課に共有	水産振興課	認定した場合：第5号及び第7号 認定しない場合：第11号
—	食と農の振興課への報告	食と農の振興課に報告（林業に係る案件は、食と農の振興課から林業振興課へ情報提供）		水産振興課から報告	なし

特定環境負荷低減事業活動

認定要領の条項	事務内容	所属			別紙様式
		農業	林業	水産業	
第3、第4	実施計画の受付	農林事務所地域振興課（富士農林事務所においては生産振興課）		水産・海洋技術研究所（本所及び各分場）	第2号及び第4号
第5の1	審査依頼	なし（農業は自所属で審査）	林業は農林事務所森林整備課に依頼	水産振興課に送付	なし
	審査	農林事務所地域振興課（富士農林事務所においては生産振興課）が関係課と連携して審査を行う	林業は農林事務所森林整備課（ただし、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書が提出された場合、貸付資格の審査は林業振興課が行う）	水産振興課	なし
第6	意見聴取	農林事務所地域振興課（富士農林事務所においては生産振興課）		水産振興課	第12号（市町は第13号により回答）
第7の1	国への協議（必要に応じて）	食と農の振興課を通じて行う		水産振興課が行う	第15号又は第16号
第7の2	市町への協議（必要に応じて）	農林事務所地域振興課（富士農林事務所においては生産振興課）		—	第17号（農地関連）
第5の2、第5の4	結果通知	農林事務所地域振興課（富士農林事務所においては生産振興課） 結果を農林事務所森林整備課に共有		水産振興課	認定した場合：第6号、第8号、第9号及び第10号 認定しない場合：第11号
—	食と農の振興課への報告	食と農の振興課に報告（林業に係る案件は、食と農の振興課から林業振興課へ情報提供）		水産振興課から報告	なし